
特別高圧自家発補給電力B

主契約料金条件

2025 年 4 月 1 日 実施



四国電力株式会社

特別高圧自家発補給電力B

(主契約料金条件)

目 次

本	則	
1	適 用	1
2	契 約 種 別	1
3	適 用 範 囲	1
4	供給電気方式，供給電圧および周波数	1
5	契 約 電 力	1
6	料 金	1
7	自家発補給電力Bの使用	2
8	自家発補給電力Bを使用された場合の最大需要電力	3
9	そ の 他	3
附	則	4

本 則

1 適 用

この特別高圧自家発補給電力B料金条件（以下「この料金条件」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。），愛媛県（一部を除きます。）

2 契 約 種 別

この料金条件の契約種別は，自家発補給電力Bといたします。

3 適 用 範 囲

特別高圧で電気の供給を受け，動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるためのものであって，当社との協議がととのった場合に適用いたします。

なお，大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力，渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

4 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，1（適用）を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところによるものといたします。

5 契 約 電 力

契約電力は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

6 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および電気需給条件〔高圧・特別高圧〕別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(3)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，特別高圧電力B料金条件

(以下「特高B料金条件」といいます。)に定める燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、特高B料金条件に定める料金単価および算定方法にもとづき算定いたします。ただし、常時供給分とあわせて契約する場合は、常時供給分の契約種別の主契約料金条件に定める料金単価および算定方法にもとづき算定するものとし、常時供給分の基本料金とあわせて算定いたします。

なお、その1月に、自家発補給電力Bを使用されない場合の基本料金は、まったく電気を使用しないとみなして算定いたします。また、その1月に前月から継続して自家発補給電力Bを使用された期間がある場合で、その期間が前月の自家発補給電力Bを使用されなかった期間を上回らないときは、その期間は、前月における自家発補給電力Bの使用とみなします。

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、特高B料金条件に定める料金単価および算定方法にもとづき算定いたします。ただし、常時供給分とあわせて契約する場合は、常時供給分の該当料金を適用するものとし、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

(3) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、特高B料金条件に定める算定方法にもとづき算定いたします。ただし、常時供給分とあわせて契約する場合の力率は、常時供給分の力率といたします。

なお、自家発補給電力Bを使用されない場合、その1月の自家発補給電力Bの力率は、85パーセントとみなします。

7 自家発補給電力Bの使用

- (1) お客さまが自家発補給電力Bを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえないときは、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。
- (2) 常時供給分とあわせて契約する場合で、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力をこえないときは、(1)にかかわらず、自家発補給電力Bを使用されなかったものとみなします。

8 自家発補給電力Bを使用された場合の最大需要電力

常時供給分とあわせて契約する場合で、自家発補給電力Bを使用されたときは、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力と自家発補給電力Bの契約電力との合計を超過する場合で次に該当するときを除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

- (1) 超過の原因が自家発補給電力Bの超過であることが明らかなときは、自家発補給電力Bの使用とみなされる需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。
- (2) 超過の原因が明らかでないときは、常時供給分と自家発補給電力Bとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

9 そ の 他

- (1) 常時供給分とあわせて契約する場合の常時供給分の契約種別は、特別高圧電力Bといたします。
- (2) 定期検査および定期補修は、できる限り夏期および冬期の厳気象月をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて、当社へ文書により通知していただきます。
なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当社に通知していただきます。
- (3) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。
- (4) 常時供給分とあわせて契約する場合で、自家発補給電力Bを使用されたときは、原則として、その1月の使用時間中における30分ごとの需要電力の最大値から、8（自家発補給電力Bを使用された場合の最大需要電力）により定めた最大需要電力を差し引いた値を、常時供給分のその1月の自家発補給電力Bの使用時間中における最大需要電力といたします。
- (5) 発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

附 則

(実 施 期 日)

この料金条件は、2025年4月1日から実施いたします。

